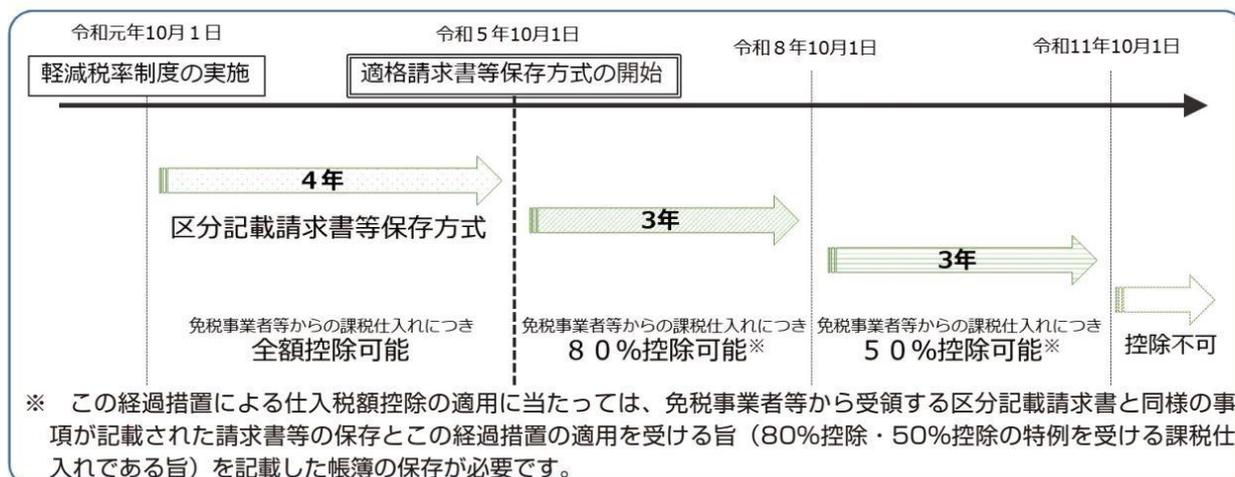


添付資料：免税事業者・個人事業主様向け 請求書等記載事項について

令和5年10月1日発行請求書より令和11年9月30日までの間、本学の課税仕入れにかかる仕入税額控除のため、請求書等については、区分記載請求書と同等の事項を記載いただきたく、ご協力の程宜しくお願いいたします。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



国税庁 インボイス制度 リーフレットより抜粋

【必要な記載事項】

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

【記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

国税庁インボイス制度 Q&A より 抜粋